

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	General Manager Program													
実施方法	① 通学（昼間・ 夜間 ・ 土日 ） ② 通信 スターリング(回数 回)													
指定講座番号	7	3	0	6	0	—	1	6	1	0	0	1	—	9
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間 平成2年4月1日					過去一年の講座実績 入講者数(0 人)					修了者数(0 人)			
訓練期間	24ヶ月					総訓練時間					420時間			
1. 教育訓練目標														
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>①取得目標とする資格の名称、目標レベル</p> </div> <div style="width: 55%;"> <p><input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 専門職学位 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム (社会科学)</p> <p>課程の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 正規課程 <input type="checkbox"/> 特別の課程</p> <p>1. 対象とする職業の種類 (会社役員、会社管理職員、人事事務員、企画事務員、総合事務員、営業・販売事務員等)</p> <p>2. 対象とする特別の労働者層()</p> <p>3. 身につけることのできる能力 組織に持続的な成長をもたらす上で不可欠な優れた総合分析力とリーダーシップ力 ・批判的に思考する能力 ・多様性を重視する姿勢 ・企業倫理と持続可能性に関する姿勢 ・分析的な意思決定能力 ・アジアビジネスに関する積極的な姿勢 ・エグゼクティブとしてのリーダーシップ</p> <p>教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士(経営学) ・MBA ・中小企業診断士 </div> </div>														
②①に係る資格・試験等の実施機関名称														
<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋商科大学大学院 ・中小企業庁 														
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等														
<p>・2年以上在籍し、所定の科目をA,B,またはC以上の成績評価で40単位以上を取得 ・特定課題研究「Case Writing」の提出と審査に合格</p> <p>中小企業診断士養成課程は、上記要件に加えて、「経営診断Ⅰ」(Business Consulting I, II)と「経営診断Ⅱ」(Business Consulting III, IV, V、および面接審査)の審査において、中小企業診断士となるのに必要な学識の応用能力、および実務能力の修得水準に達していること。</p>														
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況														
<p>会社役員、会社管理職員、人事事務員、企画事務員、総合事務員、営業・販売事務員等</p> <p>広くビジネスの各分野で、企業内の部門的管理を担当し、指導的役割を發揮することが求められる職能担当者、もしくは外部から適切なアドバイスを行える経営コンサルタントとして活用されている。中小企業診断士取得者は、診断士として独立して経営コンサルタント事業を運営したり、金融機関やシンクタンクなどで中小企業の分析を担当するコンサルタントとして活用されている。</p>														
2. 教育訓練の内容														
教科 (カリキュラム)														
コア科目(6科目、12単位以上)										時間			使用教材名	
										140時間				
選択科目(12科目、24単位以上)										280時間				
特定課題研究「Case Writing」(4単位) 修了課題として修了年度の1年間で「Case Writing」の作成に取り組む														
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)														
①受講するに当たって必要な実務経験等										出願時点において、企業・官公庁等における3年以上の実務経験を有する者				
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準										大学を卒業した者等、学校教育法第102条に該当する者。中小企業診断士養成課程を履修する場合は、大学を卒業した者等、学校教育法第102条に該当し、中小企業診断士国家試験一次試験に本学入学年度または前年度に合格している、または平成12年度以前の中小企業診断士国家試験に合格している者。				
③その他														

〔特記事項〕

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度の修了者数	0	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	0	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	0	人	受験率(②/①)	0.0	%
④ ③のうち合格者数	0	人	合格率(③/②)	0.0	%
⑤ ②(入講数)のうち就職者数 ※1	0	人			
⑥ ②(入講数)のうち在職者数 ※2	0	人	就職・在職率(⑤+⑥/①)	0.0	%
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者を含めない。					
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。					
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	0	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人	②A: 就業者計	0
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 学生	0	人	②B: 非就業者計	0
	5 求職中	0	人		
	6 その他(主婦、無職等)	0	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	0
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	0	人		
	4 円滑な転職に役立つ	0	人		
	5 趣味・教養に役立つ	0	人		
	6 その他の効果	0	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	0	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	0
	2 おおむね満足	0	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	<p>講座全体としての学習到達目標(6項目「下記参照」)のうち3項目程度を「科目としてのラーニングゴール」として教員がシラバスにて公表し、その目標に対する達成度として個人評価を実施している。</p> <p>まず、コースワークを構成する各科目の成績評価はケースメソッドを全面的に採用しているため、講義への貢献度や事前レポート課題などの客観的な要素の総合点をもって評価点とし、より掘り下げた洞察ある積極的な発言が高く評価されるよう配慮されている(評価項目の詳細は下記参照)。プロジェクト演習などの実地調査の場合には、より実務的・積極的な現場活動が評価され、結果よりもプロセスが評価の多くを占める事になる。いずれも成績評価には原則として相対評価基準を採用し、学修の質を保证するために出席率2/3以上を求め、安易な単位認定は行わないというのが成績評価基準である。また本講座では成績評価をポイント化した上で6か月毎にGPAを算出しており、GPAにより学習到達目標達成度を把握・測定することが可能である。</p> <p>コースワークについては、ケースディスカッションにおける講義への貢献度を重視し、個人業績(60%以上)、グループ業績(30%以下)、その他(10%以下)を基準とする相対評価を実施している。</p> <p>・個人業績[講義内での挙手発言、コールドコール、ケース試験、予習課題レポート] ・グループ業績[グループ内貢献、グループプレゼン、出席点、受講生による相互評価] ・その他[講師判断]</p> <p>修了課題としての「ケースライティング」については、指導プロセスおよび成果物としてのケースを対象として、講座の学修を通して修得すべき学修目標(Learning Goals: LG)の修得度により、修了時の技能・知識のレベル到達度の把握・測定を行う。具体的には各LGについて評価基準(5点～1点)を設定した絶対評価基準のルブリックを使用し総合評価(30点満点)を決定するものである。A評価:30～27点 B評価:26～24点 C評価:23～21点 D評価:20～15点 F評価:14点以下</p> <p>講座における学習目標 LG1:批判的に思考する能力 LG2:多様性を重視する姿勢 LG3:企業倫理と持続可能性に関する姿勢 LG4:分析的な意思決定能力 LG5:アジアビジネスに関する積極的な姿勢 LG6:エグゼクティブとしてのリーダーシップ</p>				
(通信制講座の場合)スクーリングの実施場所、時期、期間・回数					

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法																																													
<p>(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)</p>	<p>6ヶ月ごとの認定基準は、 第1期: 修了要件単位として累計8単位以上 第2期: 修了要件単位として累計10単位以上 第3期: 修了要件単位として累計20単位以上 第4期: 修了要件単位として累計40単位以上 (修了時) をそれぞれ取得することとし、各期において、演習科目を除く3科目以上の履修と2/3以上の平均出席率を求める。 ただし、第4期に限り、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む)において履修した授業科目について修得した単位で、入学後における授業科目の履修により修得したものと認定された単位を含める。</p> <p>講座全体としての学習到達目標(6項目「下記参照」)のうち3項目程度を「科目としてのラーニングゴール」として教員がシラバスにて公表し、その目標に対する達成度として個人評価を実施している。</p> <p>まず、コースワークを構成する各科目の成績評価はケースメソッドを全面的に採用しているため、講義への貢献度や事前レポート課題などの客観的な要素の総合点をもって評価点とし、より掘り下げた洞察力ある積極的な発言が高く評価されるよう配慮されている(評価項目の詳細は下記参照)。プロジェクト演習などの実地調査の場合には、より実務的・積極的な現場活動が評価され、結果よりもプロセスが評価の多くを占める事になる。いずれも成績評価には原則として相対評価基準を採用し、学修の質を保証するために出席率2/3以上を求め、安易な単位認定は行わないというのが成績評価基準である。また本講座では成績評価をポイント化した上で6か月毎にGPAを算出しており、GPAにより学習到達目標達成度を把握・測定することが可能である。</p> <p>コースワークについては、ケースディスカッションにおける講義への貢献度を重視し、個人業績(60%以上)、グループ業績(30%以下)、その他(10%以下)を基準とする相対評価を実施している。 ・個人業績[講義内での挙手発言、コールコール、ケース試験、予習課題レポート] ・グループ業績[グループ内貢献、グループプレゼン、出席点、受講生による相互評価] ・その他[講師判断]</p> <p>修了課題としての「ケースライティング」については、指導プロセスおよび成果物としてのケースを対象として、講座の学修を通して修得すべき学修目標(Learning Goals: LG)の修得度により、修了時の技能・知識のレベル到達度の把握・測定を行う。具体的には各LGについて評価基準(5点~1点)を設定した絶対評価基準のルブリックを使用し総合評価(30点満点)を決定するものである。A評価:30~27点 B評価:26~24点 C評価:23~21点 D評価:20~15点 F評価:14点以下</p> <p>講座における学習目標 LG1:批判的に思考する能力 LG2:多様性を重視する姿勢 LG3:企業倫理と持続可能性に関する姿勢 LG4:分析的な意思決定能力 LG5:アジアビジネスに関する積極的な姿勢 LG6:エグゼクティブとしてのリーダーシップ</p>																																												
<p>(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法</p>	<p>・2年以上在籍し、所定の科目をA,B,またはC以上の成績評価で40単位以上を取得 ・特定課題研究「Case Writing」の提出と審査に合格</p> <p>中小企業診断士養成課程は、上記要件に加えて、「経営診断Ⅰ」(Business ConsultingⅠ,Ⅱ)と「経営診断Ⅱ」(Business ConsultingⅢ,Ⅳ,Ⅴ、および面接審査)の審査において、中小企業診断士となるのに必要な学識の応用能力、および実務能力の修得水準に達していること。</p>																																												
<p>(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)</p>	<p>特定課題研究「Case Writing」において、指導プロセスおよび成果物のケースを対象として、プログラムの学修を通して修得すべき学修目標(Learning Goals: LG)の修得度を測る。具体的には各LGについて評価基準(5点~1点)を設定した絶対評価基準のルブリックを使用し総合評価(30点満点)を決定するものである。A:30~27 B:26~24 C:23~21 D:20~15 F:14以下</p>																																												
<p>(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法</p>	<p>7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</p>																																												
<p>(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法</p>	<p>インターネットを用いたe-Learningシステム(Blackboard)を利用して講義資料やアサインメントを公布し、講義の理解度を高める。また、直接助言・指導する以外に、メールを利用したオンラインでのきめ細やかな指導等をおこなっている。</p>																																												
<p>(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)</p>	<p>学生への求人情報提供だけでなく、大学の進路支援センターと密に連携し、学生への進路相談等をおこなっている。また、企業データベースにアクセスできるインフラを整備し、学内における企業説明会も随時開催している。</p>																																												
8. その他の事項																																													
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人栗本学園 (代表者名: 栗本 博行)																																												
住所及び連絡先	〒470-0193 愛知県日進市米野木町三ヶ峯4番地の4 TEL 0561-73-2111																																												
施設名称及び施設長名	名古屋商科大学大学院 (施設長: 栗本 宏)																																												
住所及び連絡先	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目3番1号 TEL 052-203-8111																																												
苦情受付者	氏名 早川 京子 所属 大学院事務局 事務担当者 氏名 猪股 雄仁 所属 大学院事務局																																												
連絡先	TEL 052-203-8111 連絡先 TEL 052-203-8111																																												
専門実践教育訓練経費支払い方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①一括払</td> <td style="width: 65%;">1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">2,940,000 円</td> </tr> <tr> <td>②分割払</td> <td>① 入学金 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">270,000 円</td> </tr> <tr> <td>③両方可能</td> <td>② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">2,670,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第1期</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2期</td> <td style="text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3期</td> <td style="text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4期</td> <td style="text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(うち、必須教材費 0 円)</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)</td> <td style="text-align: right;">124,521 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>① 任意の教材費(税込額)</td> <td style="text-align: right;">64,521 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 施設維持費(税込額)</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 総額 (1+2) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">3,064,521 円</td> </tr> </table>	①一括払	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	2,940,000 円	②分割払	① 入学金 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	270,000 円	③両方可能	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	2,670,000 円		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第1期</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2期</td> <td style="text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3期</td> <td style="text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4期</td> <td style="text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(うち、必須教材費 0 円)</td> </tr> </table>	第1期	667,500 円	第2期	667,500 円	第3期	667,500 円	第4期	667,500 円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費 0 円)				2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	124,521 円		① 任意の教材費(税込額)	64,521 円		② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円		③ 施設維持費(税込額)	60,000 円		④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円		3. 総額 (1+2) (税込額)	3,064,521 円
①一括払	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	2,940,000 円																																											
②分割払	① 入学金 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	270,000 円																																											
③両方可能	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	2,670,000 円																																											
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第1期</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2期</td> <td style="text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3期</td> <td style="text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4期</td> <td style="text-align: right;">667,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(うち、必須教材費 0 円)</td> </tr> </table>	第1期	667,500 円	第2期	667,500 円	第3期	667,500 円	第4期	667,500 円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費 0 円)																															
第1期	667,500 円																																												
第2期	667,500 円																																												
第3期	667,500 円																																												
第4期	667,500 円																																												
第5期	円																																												
第6期	円																																												
(うち、必須教材費 0 円)																																													
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	124,521 円																																											
	① 任意の教材費(税込額)	64,521 円																																											
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円																																											
	③ 施設維持費(税込額)	60,000 円																																											
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円																																											
	3. 総額 (1+2) (税込額)	3,064,521 円																																											